(名称)

第1条 本会は、愛知県北方領土問題教育者会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、青少年及び教育関係者に対する北方領土教育の拡大・充実を通じ、若い世代の領土問題に対する意識の醸成を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の各号に揚げる活動を実施する。
 - (1) 北方領土問題に関する教育の現状把握
 - (2) 北方領土問題に関する事業の実施
 - (3) 各教育機関への働きかけ
 - (4) その他、目的達成に必要な活動

(組織)

- 第4条 本会は、次の各号に該当する者を構成員とする。
 - (1) 北方四島交流教育関係者訪問事業に参加した教育関係者
 - (2) 北方領土問題教育指導者研修会に参加した教育関係者
 - (3) 北方領土問題教育委員会関係者研修会に参加した教育関係者
 - (4) 北方領土問題教育指導者地域研修会に参加した教育関係者
 - (5) 北方領土問題教育に関心のある教育関係者

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名

(役員の選任)

第6条 会長及び副会長は、本会において選任する。

(職務)

- 第7条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が予め指名した順序によって その職務を代行する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 本会の会議は年1回以上開催することとし、会長がこれを招集し、会務を総理する。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、北方領土返還要求愛知県民会議事務局が兼ねる。 (委任)

第11条 本規約に定める他、運営に関する必要事項については、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成18年7月14日から施行する。

附則

この規約は、平成23年5月12日から施行する。

附即

この規約は、令和4年12月16日から施行する。